

平塚市図書館システムの更新業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、平塚市が実施する平塚市図書館システム更新業務の受託者候補を、公募型プロポーザル方式で選定するにあたり必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務の名称

平塚市図書館システムの更新業務

(2) 目的

平塚市図書館では昭和62年に図書館システムを導入して以来、利用者サービスの向上と事務の効率化を図ってきた。現行システム（以下「現システム」という。）は平成18年に導入し、平成23年、平成30年にバージョンアップと機器更新を実施している。今回は、老朽化した機器の更新と、安心・安全・安定したシステムの調達を基本に、利用者サービスの向上と将来のサービス展開への対応も見据えたシステム（以下「次期システム」という。）の導入を目指す。

(3) 業務内容

次期システム導入業務の範囲は、次のとおりとします。

ア 「平塚市図書館システムの更新業務に関する調達仕様書」「平塚市図書館システムの更新業務に関する機能要件書」等の内容に則し、現システムからの円滑な移行、利用者サービスの向上と事務の効率化を図り、本業務の目的を達成することができるパッケージシステムを導入する

イ 導入準備から本稼働までのシステム環境の整備、検証作業、課題管理、スケジュール管理、進捗管理を行う

ウ 書誌情報等、システム運用に必要な基礎データのセットアップを行う

エ 導入後の運用が確実にを行うことができるよう、システム担当職員、図書館スタッフへの操作研修及びヘルプデスクの設置等の支援を行う

オ 導入後の運用を安定的かつ継続的にを行うため、制度改正への対応や機能改善等のシステム保守を実施するとともに、システム担当職員のサポートを行う

カ 本業務は、市とリース会社との賃貸借契約により機器を導入するものとする

リース会社は、指名競争入札を経て決定する。プロポーザルにより選定された事業者は、リース会社と必要な契約を締結し、機器等の手配を行う

キ 南図書館、中央図書館で、施設改修等のための長期休館を予定していることから、引っ越しや休館中の対応について、図書館スタッフに支援や助言を行う

ク 国や他自治体の動向を踏まえ、当市の図書館システムに関わるサービスの拡大やそれに必要な国、団体等の助成金の申請にあたって、図書館職員に支援や助言を行う

(4) 業務の仕様等

別紙「平塚市図書館システムの更新業務に関する調達仕様書」、「平塚市図書館システムの更新業務に関する機能要件書」のとおり

(5) 業務委託の期間

本件のシステム構築の委託期間は、次のとおりとする。なお、図書館システムは令和7年3月11日から60か月稼働する予定です。

ア 導入・構築作業 契約締結日～令和7年3月31日

イ 機器の賃貸借期間 令和7年3月1日～令和12年2月28日（60か月）

ウ 保守期間 令和7年3月1日～令和12年2月28日（60か月）

3 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む）

総額の上限	¥139,040,000円
令和6年度 ・導入委託料 （サーバ等構築、セットアップ、データ 取込み、カスタマイズ等） ・機器等賃借料（ハードウェア、ソフトウ ェア等） ・保守委託料	¥19,088,000円
令和7年度～令和11年度 ・機器等賃借料（ハードウェア、ソフトウ ェア等） ・保守委託料	各年度の上限額内訳の想定 令和7年度 ¥24,397,000円 令和8年度 ¥24,397,000円 令和9年度 ¥24,397,000円 令和10年度 ¥24,397,000円 令和11年度 ¥22,364,000円

※契約満了時の次期システムからのデータ抽出等に関する経費は、契約最終年度に別途契約を行うので、本見積限度額には含まれないが、評価の対象とするため、「平塚市図書館システムの更新業務に関する経費」に見積額を記載し、見積書にも記載をすること。

4 実施要領の配布

(1) 交付期間

令和6年5月10日（金）～令和6年5月17日（金）

(2) 交付方法

平塚市図書館ホームページからダウンロード

(3) 事務局

平塚市教育委員会社会教育部中央図書館

住所：〒254-0041 平塚市浅間町12-41

電話：0463-31-0428

FAX：0463-31-9984

電子メール：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

※本件に関する質問票、参加表明書兼秘密保持誓約書等の提出、その他お問合せについては、上記

メールアドレスへお願いします。

担当：西海

5 参加資格

次に掲げる要件を令和6年5月1日の時点で満たしている事業者であること。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (10) 人口20万人以上の自治体で、その自治体全体の蔵書数が70万冊以上の公共図書館への図書館システム（パッケージソフト）の導入実績があること。
- (11) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができること。
- (12) ISMS の認証またはプライバシーマークを有していること。

6 参加資格の失格

提案者に次の行為があった場合は、その者を失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 他の提案者と提案内容等について相談すること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正または不誠実な行為を行うこと。

7 参加手続き

(1) 提出物

プロポーザル提案参加表明書兼秘密保持誓約書

(2) 応募方法

(1)に記載のある提出物を事務局宛に電子メールで提出してください。

なお、送信確認のため、電子メールの送信後、事務局宛に電話で連絡してください。

(3) 提出期限

令和6年5月28日(火)正午(必着)

(4) 質問受付

次の質問受付期間中に、本件に対して質問をすることができます。

ア 質問受付期間

令和6年5月10日(金)～令和6年5月17日(金)

イ 質問方法

質問書に必要事項を記入し、事務局宛に電子メールで質問してください。電話、面談等による質問は受け付けません。

ウ 回答方法

全質問に対する回答を一括して、令和6年5月23日(木)に、平塚市図書館ホームページ上に公開します。このとき、質問をいただいた事業者名は記載しません。

エ その他

- ・質問期間以外のお問合せは一切受け付けません。
- ・回答に合わせて、補足説明資料の配布を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・プロポーザル提案参加表明書兼秘密保持誓約書を提出後の参加辞退に関しては、書面にて申し出ること。

8 書類選考

(1) 提出物

ア 企画提案書提出届 1部

イ 提案書(社名あり:1部、社名なし:7部)

ウ 平塚市図書館システムの更新業務に関する機能要件書(社名あり:1部、社名なし:7部)

エ 平塚市図書館システムの更新業務に関する経費(社名あり:1部、社名なし:7部)

※イ～エを1冊に綴じること。難しい場合は、それぞれで提出も可能。

オ イ、ウ、エの文書データ(社名あり、社名なしのデータを含む)を保存したメディア 1枚

(2) 作成方法

ア 提案書

別紙「平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル提案書作成要領」をすべて網羅した内容の提案を記載してください。

イ 機能要件書

「平塚市図書館システムの更新業務に関する機能要件書」に、提案の適合状況を記入してください。

ウ 平塚市図書館システムの更新に係る経費

(ア)提案に基づく本件に係る経費を、次のとおり分類し、分類ごとに年額と契約期間中の総額を明示してください。

経費には消費税及び地方消費税を含んで、算出してください。

- ・導入一時費用（サーバ等構築、セットアップ、データ取込み、カスタマイズ等）
- ・機器等賃借料（機器及びソフトウェア等）
- ・保守料
- ・最終年度のデータ抽出費等
- ・予算上限額に含めない自由提案の見積額（概算見積もり可）

エ ア、イ、ウの文書データ

（ア）光学式メディア（CD-R又はDVD-R）に記録してください。

（イ）電子データのファイル形式はWord、Excel、PDFのいずれかとします。ただし、提案書はPower Pointも可とします。

（3）提出方法

（1）に記載のある提出物を事務局宛に持参または郵便（配達記録の残るもの、またはゆうパック等）で提出してください。

（4）提出期限

令和6年6月12日（水）正午（必着）

（5）審査方法

書類審査（一次審査）で、3社程度に選定します。通過者によるプレゼンテーション（提案説明）（二次審査）を実施します。その後「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による選考を経て、業務の受託業者の候補を選定します。プレゼンテーションの詳細は、後日お知らせいたします。

（予定）

- ・プレゼンテーション（40分以内）
- ・質疑応答（15分以内）

（6）審査基準

「平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル審査項目及び評価内容」に基づき審査します。

なお、審査に係る評価の採点は、審査委員が個別に行い、その集計結果に基づき順位付けをします。

【書類審査（1次審査）】

「平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル審査項目及び評価内容」のうち、プレゼンテーション、質疑応答に関する項目を除き、審査する。

【プレゼンテーション（2次審査）】

書類審査（1次審査）で行った評価項目についても再評価を行い、採点を確定する。

（7）選考結果通知

選考に参加したすべての事業者に対して、令和6年7月10日（水）（予定）に結果を文書又は電子メールにて通知します。

9 契約について

- (1) 審査で第1位になった事業者を受託者候補とします。ただし、受託者候補となった者が、受託者として平塚市と契約する前に資格喪失などにより候補でなくなった場合は、第2位以降の者から順に候補とします。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、受託者候補の提案内容を尊重しますが、詳細な事項については、改めて協議するものとします。
- (3) ハードウェア及びソフトウェアはリース会社と契約し、毎月払い（全60回）になります。
- (4) 導入一時費用は導入業者と契約し、一括で支払います。
- (5) 保守委託料は保守業者と契約し、毎月払い（全60回）になります。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 本件の予算に係る提案上限を超過した上での提案の場合
- イ 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項の全部が記載されていない場合、又は記載内容に重大な瑕疵があった場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 業務提案書の記載内容に実現できない内容が含まれていることが判明した場合
- キ 選考期間中及び、契約締結前に指名停止・不正行為・虚偽の申請が認められた場合

11 全体スケジュール

実施要領交付期間	令和6年5月10日（金）～5月17日（金）
質問受付期間	令和6年5月10日（金）～5月17日（金）
質問回答	令和6年5月23日（木）
参加申込み期限	令和6年5月28日（火）正午
提案書等書類提出期限	令和6年6月12日（水）正午
書類審査	令和6年6月19日（水）
プレゼンテーション参加依頼発送	令和6年6月26日（水）
プレゼンテーション（同日審査）	令和6年7月3日（水）
特定通知・非選定通知の発送	令和6年7月10日（水）
契約の締結	令和6年7月下旬（予定）

12 留意事項

- (1) 書類の作成及び提出に関する費用、その他本案件の提案に要するすべての経費は参加者の負担とし、平塚市は負担しません。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。

- (3) 提出された提案書等の書類は返却しません。平塚市で定める保存年限経過後に廃棄処分とします。
- (4) 今回提出された書類等は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として非公開として取り扱いますが、平塚市情報公開条例（平成14年平塚市条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- (5) 提案書の提出後は、原則として記載された内容の追加・変更は認めません。
- (6) 業務提案書の提出は、1参加事業者につき1件のみとします。
- (7) 参加事業者が本プロポーザルの一部又は全部を第三者へ委託等することは認めません。
- (8) 提出された業務提案書等は本プロポーザル以外の目的で当市に無断で使用することは認めません。
- (9) 参加事業者が審査及び選定結果の通知についての説明を求める場合は、審査結果を通知した日から7日以内に書面にて提出することとします。ただし、異議申立ては認めません。
- (10) 提出書類の著作権等の取り扱いは、企画提案参加者に帰属するが、当市がこの事業に関し必要と認める用途に関しては、無償で使用を認めること。
- (11) 天災その他やむを得ない理由により審査又は契約を延期する場合における損害は提案者の負担とする。

以 上